

令和3年

桑折町農業委員会会議録

第10回総会

令和3年10月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和3年10月15日 午後2時30分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

桑折 井浦 成晴	松原 関根 辰雄
成田 浅野 隆良	伊達崎 亀岡 範彦
南半田 横山 正春	北半田 早田 與喜治
谷地 渡辺 政一	

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員の要求により出席した農地利用最適化推進委員7名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第 8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八 卷 靖 之
係 長 松 原 義 行
主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第10回総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。
まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。
桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

4番 浅野 国英 委員

5番 朽木 泰男 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第8号、農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第8号を終わります。

次に、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第25号、農地法第3条 整理番号2、3、4、5を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号2については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号3については、新規就農となり就農計画もあること、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号4及び5については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号2の地区担当である 渡辺 政一 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

渡辺委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は北、西側は住宅に面しております。現在、休耕地であります。除草等の管理がなされております。申請地は、若干傾斜がありますが平坦地であるため、野菜等の作付けには問題ないものと思います。

譲受人は妻とともに伊達市梁川にて農業に従事しており、農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとしており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて整理番号3について地区担当の 渡辺
政一 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

渡辺委員 整理番号3について、現地を確認してきました。
申請地は、これまで譲渡人の父が耕作しておりましたが、遠隔地に
いる子供が相続したことで、引き続きの耕作が出来ず、譲受人が頼まれて
管理していた農地であります。

現在、譲受人が除草等の管理を行っている農地であり、今後は譲受人
が野菜等を作付けしていく計画であります。

譲受人は夫とともに農業に従事する計画であり、自宅から車で5分と
近距離のため農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとして
おり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生
じないものと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて整理番号4及び5について地区担当で
ある 関根 辰雄 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明を
お願いします。

関根委員 整理番号4及び5について、現地を確認してきました。
申請地は、現在水稻を作付けしており、これまで、譲受人が作業委託
で管理していた農地であり、引き続き水稻を作付けする計画です。

譲受人は伊達市内でも水稻を作付けしており、自宅から車で10分と
近距離のため農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとして
おり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生
じないものと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方
は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたしますが、整理番号6については、事業計画範囲が2つの農業委員会区域になることから県知事に意見を送付することになりますので、整理番号7と分けて採決いたします。

事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第26号、農地法第5条許可 整理番号6を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号6については、農地判定により「農用地区域内にある農地」の判断となります。「農用地区域内にある農地」は原則として許可できませんが、例外的に許可が出来る「農用地利用計画において指定された用途（農業用施設事業等）に供する場合」に該当します。

今回の申請は畜舎建設のためであり、農業用施設に該当します。周辺農地に与える影響は申請地を転用しても、必要最小限に抑えられるものと思われまます。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号6の地区担当である 井浦 成晴 推進委員より現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員 整理番号6について、現地を確認してきました。

申請地の周辺は農地に面しており、南・東側には譲受人の自作地が、北側には譲受人所有の畜産施設が隣接しております。

譲受人は、申請地の近くで牧場を経営しており、肥育牛の需要が多くなりつつあることから新たに畜舎を建設し、経営規模拡大を行う計画とのことです。

また、申請地の西側に隣接する伊達市分の農地も出入口及び駐車場として取得転用する計画です。

申請地は、平坦な農地であり、雨水については、畜舎内に U 型側溝を設置し、地下浸透柵に集水して処理する、堆肥等についても北側にある自己所有堆肥舎にて管理するとしていることから、土砂の流出や、隣接農地への被害が生じる恐れはないと思われます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号 6 について、原案のとおり許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号 6 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて整理番号 7 について事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 26 号、農地法第 5 条許可 整理番号 7 を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号 7 については、農地区分については、農用地区域内の農地に

該当するので、農用地となります。

農用地は原則として許可できませんが、今回の申請は一時転用であるため、例外的に許可が出来る一時的な利用に供するもので、目的を達成するうえで当該農地を供することが必要、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

周辺農地に与える影響は申請地を転用しても、必要最小限に抑えられるものと思われます。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号7の地区担当である 浅野 隆良 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

関根委員 整理番号7について、成田地区の現地を確認してきました。
整理番号7については、東北電力の鉄塔周辺工事にかかる工事用地として、当該地を、駐車場やトイレ、休憩所等として、令和4年10月までの間、一時的に利用するものであります。

なお、事業者より、申請地については、鉄板養生を実施し、土砂流出等を防止する。汚水は簡易式仮設トイレを使用し、農地に影響が出ないようにする。周辺の農地に支障を及ぼさないための措置として、周囲に策を設置し、資材の飛散防止対策としてネット、シートで覆う計画となっております。

また、事業計画書に農地への復元方法について、鉄板等仮設資材は、工事終了後、速やかに撤去し、農地に復元する旨の記載があります。

以上のことから、一時転用についてはやむを得ないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地区担当である 関根 辰雄 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員 整理番号7について、松原地区の現地を確認してきました。
整理番号7については、東北電力の鉄塔周辺工事にかかる工事用地として、当該地を、駐車場やトイレ、休憩所等として、令和4年10月までの間、一時的に利用するものであります。

なお、事業者より、申請地については、鉄板養生を実施し、土砂流出等を防止する。汚水は簡易式仮設トイレを使用し、農地に影響が出ないようにする。周辺の農地に支障を及ぼさないための措置として、周囲に策を設置し、資材の飛散防止対策としてネット、シートで覆う計画となっております。

また、事業計画書に農地への復元方法について、鉄板等仮設資材は、工事終了後、速やかに撤去し、農地に復元する旨の記載があります。

以上のことから、一時転用についてはやむを得ないと思います。

会 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号7は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第27号、農業経営基盤強化促進法 整理番号8から11（所有権移転）朗読後、説明】**

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。

現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号 8 及び 1 0 の地区担当である
亀岡 範彦 推進委員から、現地の補足説明をお願いします。

亀岡委員 整理番号 8 について、現地を確認してきました。
申請地は、譲受人が以前から所有している樹園地に含まれた狭小農地
で、一体的に管理を任されていたとのことで、桃を栽培することで、統
一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の
拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的
な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障
はないと考えます。

続いて、整理番号 1 0 について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けている田で水稻を栽培すること
で、同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営
規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的
な利用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はな
いと考えます。

会 長 ありがとうございます。続いて整理番号 9 の地区担当である 横山
正春 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員 整理番号 9 について、現地を確認してきました。

事務局説明のとおり、申請地は遊休農地ですが、隣接地の空き家を譲
受人が購入したことに伴い、申請地を家庭菜園として再生するもので、
農地の集積につながると考え、効率性の向上も図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的
な利用の確保については周辺に農地が無いので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございます。続いて整理番号 1 1 の地区担当である 早田

與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号11について、現地を確認してきました。

申請利は、譲受人が耕作している田に隣接している不作付け地で、水稻を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な使用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はないと考えま。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めま。以上で、質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、10月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和3年第10回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時50分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人